

働き方改革に関する労働基準法
労働安全衛生法の条文の抜粋と
摘要

編集 日本労働安全衛生コンサルタント会福岡支部

働き方改革の関連法条項

労働基準法抜粋

労働基準法

(労働契約期間)

14条

- 1項 労働契約期間、期間の定めのない、原則3年、1号2号は5年
 - 1号 専門的知識、技術経験のある労働者の契約（41条の2の1項1号含む）
 - 2号 60歳以上の労働者との契約
- 2項 基準は別途定める
- 3項 助言、指導を行なう

労働基準法

(フレックスタイム制)

32条の3

- 1項 始業終業時刻を労働者の決定に委ねる
労使協定に定める事項
 - 1号 労働者の範囲
 - 2号 清算期間3ヶ月以内
 - 3号 清算期間の総労働時間
 - 4号 省令で定める事項
- 2項 清算期間1ヶ月超の場合、開始以降1ヶ月毎、週50時間を超えない、
- 3項 所定週5日の場合、清算期間を7で割った週の数を週の基準
- 4項 労使協定届け出（1ヶ月超の協定）

労働基準法

32条の3の2

- 1項 清算期間以下の労働者で、週40時間超は割増賃金

労働基準法

(時間外労働協定)

36条

- 1項 協定による労働時間の延長、休日労働
- 2項 協定事項
 - 1号 労働者の範囲
 - 2号 対象期間
 - 3号 労働時間の延長、休日労働の場合

- 4号 1日、1ヶ月、1年の延長時間、休日労働の日数
- 5号 省令で定める事項
- 3項 限度を超えない時間にする
- 4項 限度時間
 - 1ヶ月 45時間
 - 1年 360時間
 - 3ヶ月を超える変形労働時間の場合、1ヶ月 42時間 1年 320時間
- 5項 予見できない大幅な業務量
 - 1ヶ月 100時間未満
 - 1年 720時間を超えない
 - 1ヶ月 45時間を超える月数は6ヶ月以内
- 6項 1号 坑内労働、有害業務は1日2時間を超えない
- 2号 1ヶ月の時間外労働と休日労働合わせて、100時間未満
- 3号 1, 2, 3, 4, 5, ヶ月直前の平均、80時間を超えない
- 7項 指針を定める
- 8項 協定は指針に適合すること
- 9項 指針を行政官庁は指導する
- 10項 労働者の健康確保の配慮
- 11項 3~5項と6項は技術、商品、役務の研究開発業務は適用しない

労働基準法

(企画業務型裁量労働制)

38条の4

- 1項 労使委員会 5分の4以上の多数決
 - 1号 企画立案調査及び分析の業務
 - 2号 知識経験を有する労働者の範囲
 - 3号 算定される労働時間
 - 4号 健康福祉の確保
 - 5号 苦情処理対策
 - 6号 当該労働者の同意
 - 7号 その他省令
- 2項
 - 1号 労使委員会の委員、労働者代表委員が半数
 - 2号 議事録の周知
 - 3号 その他省令
- 3項 指針公表
- 4項 健康福祉の確保の報告
- 5項 労働者の過半数を代表する者と決議をする委員の読み替え

労働基準法

(年次有給休暇)

39条

- 1項 6ヶ月8割以上出勤10日有給休暇
- 2項 勤務年数1年ごと有給日数の増加
- 3項 比例付与
 - 1号 1週間の所定労働日数が少ない者
 - 2号 週以外の期間で省令で定める日数以下の者
- 4項 労使協定による時間による有給休暇
 - 1号 時間単位の対象労働者
 - 2号 時間単位の有給休暇の日数5日以内
 - 3号 省令で定める事項
- 5項 労働者の請求時季に与える、時季変更権
- 6項 5日を超える有給休暇の計画付与（労使協定）
- 7項 有給休暇10日の内、5日は基準日より1年以内の時季を指定して付与
- 8項 請求取得と計画付与が5日あれば時季指定付与は必要なし
- 9項 平均賃金、通常の賃金、標準報酬日額
- 10項 育児休業、介護休業、産前産後休業は出勤扱い

労働基準法

(適用除外)

41条

- 1項 労働時間、休憩及び休日、に関する適用除外
 - 1号 別表1 6号7号
 - 2号 管理監督の地位にある者、機密事項を取り扱う者
 - 3号 監視断続労働で許可を受けた者

労働基準法

(適用除外)

41条の2

- 1項 5分の4以上の決議で、その決議を届け出
 - 1号 高度の専門的知識を必要とする業務
 - 2号 1年間の賃金額が毎月勤労統計の平均を3倍程度上回る
 - 3号 事業場内外の労働時間（健康管理時間）の把握
 - 4号 年間104日以上休日を与える
 - 5号 イ 休息時間の確保、深夜労働回数を省令以下とする
ロ 健康管理時間、1ヶ月、3ヶ月間省令の範囲以内
ハ 1年1回以上継続2週間休日付与

ニ 健康管理時間状況把握、健康診断実施

- 6号 有給休暇、健康診断等決議の実行
- 7号 労働者の同意の撤回手続き
- 8号 苦情処理の措置
- 9号 不同意の労働者の不利益取扱いの禁止
- 10号 省令事項の順守
- 2項 4～6号実施状況報告
- 3項 38条の4（企画業務型裁量労働制）2,3,5項準用
- 4項 指針の適用
- 5項 行政の助言指導

労働基準法

（年少者の労働時間等）

60条

- 1項 変形労働時間、時間外協定、特例、高度プロフェッショナル業務適用なし

労働基準法

（審査及び仲裁）

85条

- 1項 審査及び仲裁、（時効の中断を完成猶予、及び更新に改める）

労働基準法

（法令等周知義務）

106条

- 1項 高度プロフェッショナル業務決議の周知義務

労働基準法

（付加金）

114条

- 1項 37条等の付加金（未払金と同額）

労働基準法

（適用猶予）

138条

- 1項 中小事業主等、37条の1ヶ月60時間超は5割増の適用猶予

労働安全衛生法抜粋

労働安全衛生法

(産業医)

13条

- 1項 産業医の選任 労働者 50 人以上の事業場
- 2項 産業医の省令による資格
- 3項 産業医の職務履行
- 4項 事業者の労働者の労働時間等必要な情報提供
- 5項 産業医の健康管理に必要な勧告
- 6項 事業者の勧告内容の安全衛生委員会への報告

13条の2

- 1項 産業医又は、資格のある者の選任努力 労働者 50 人未満の事業場
- 2項 13条4項～6項実施努力

13条の3

13条の2に必要な体制整備の努力

労働安全衛生規則

(産業医の選任等)

13条

1項

- 1号 事油発生から 14 日以内に産業医の選任
 - 2号 イ事業者が法人の場合その代表者
ロ個人事業主の場合それを営む個人
ハ事業場の統括管理する者
イロハ以外の者から産業医を選任する。
 - 3号 常時労働者 1000 人以上の場合、500 人以上の有害業務従事者がいる場合
専属の産業医の選任
 - 4号 常時 3000 人以上の労働者がいる場合、2 人以上 steam 専属の産業医の選任
- 2項 選任報告
 - 3項 特例
 - 4項 産業医の辞任、解任の安全衛生委員会への報告

労働安全衛生規則

(産業医及び産業歯科医の職務等)

14 条

1 項 産業医の職務事項

- 1 号 健康診断の実施
- 2 号 面接指導等
- 3 号 心理的負担の検査、面接指導による健康保持
- 4 号 作業環境の維持管理
- 5 号 作業管理
- 6 号 その他健康管理
- 7 号 健康教育、健康相談
- 8 号 衛生教育
- 9 号 健康障害原因調査、再発防止

2 項 産業医の要件

- 1 号 厚生労働大臣が指定する研修の修了者
 - 2 号 産業医科大等、正規の卒業者
 - 3 号 労働衛生コンサルタント（保健衛生）の医師
 - 4 号 労働衛生の科目を担当する教授等
 - 5 号 その他厚生労働大臣が定める者
- 3 項 産業医の総括安全衛生管理者、衛生管理者への助言、指導
- 4 項 事業者の産業医に対する助言指導に対する不利益取扱い禁止
- 5 項 酸など歯牙有害業務の歯科医師の意見参照
- 6 項 歯科医師の総括安全衛生管理者、衛生管理者への助言、指導
- 7 項 産業医の能力向上

労働安全衛生規則

(産業医の対する情報の提供)

14 条の 2

1 項 産業医に対する情報提供

- 1 号 健診、面接指導による作業転換、労働時間、深夜労働等の変更事項
- 2 号 1 ヶ月 80 時間超の労働時間
- 3 号 その他必要事項

2 項

- 1 号 事業者は産業医等の意見聴取後、遅滞なく情報提供
- 2 号 1 ヶ月 80 時間超の労働時間の算定後、速やかに情報提供
- 3 号 産業医から、必要な情報の求めに、速やかに情報提供

労働安全衛生規則

(産業医による勧告等)

14条の3

- 1 項 産業医は、勧告内容に事業者の意見を求める
- 2 項 記録、3年保存
 - 1 号 勧告内容
 - 2 号 講じた措置
- 3 項 衛生委員会へ遅滞なく報告
- 4 項 報告事項
 - 1 号 勧告内容
 - 2 号 講じた内容、講じようとする内容

労働安全衛生規則

(産業医に対する権限の付与等)

14条の4

- 1 項 産業医に対する権限付与
 - 1 号 事業者、総括安全衛生管理者に対する意見を述べる
 - 2 号 必要な情報を労働者から収集
 - 3 号 労働者の健康確保に必要な措置を指示

労働安全衛生規則

(産業医の定期巡視)

15条

- 1 項 毎月一回（少なくとも2月に1回）作業場巡視、必要な措置
 - 1 号 衛生管理者の巡視結果事項の提供
 - 2 号 安全衛生委員会の調査委審議結果等、提供

労働安全衛生規則

(産業医を選任すべき事業場以外の事業場労働者に対する健康確保)

15条の2

- 1 項 産業医以外の資格者は知識を有する保健師
- 2 項 医師の選任、その他、援助事業の利用に努める

労働安全衛生規則

(委員会の会議)

23 条

- 1 項 安全衛生委員会毎月 1 回以上
- 2 項 必要な事項は委員会決定
- 3 項 委員会の議事結果の周知
 - 1 号 掲示板
 - 2 号 書面交付
 - 3 号 磁気テープ等機器による
- 4 項 記録、3 年保存
 - 1 号 意見と措置内容
 - 2 号 その他重要事項
- 5 項 産業医は労働者の健康確保の調査審議について提案

労働安全衛生法

(健康診断後の措置)

66 条の 5

- 1 項 事業者は産業医の意見を勘案して就業場所の変更、作業転換、労働時間短縮、深夜業回数削減、作業環境測定、設備の整備等の措置、及び安全衛生委員会、労働時間設定改善委員会への報告
- 2 項 指針に関する公表
- 3 項 指針の指導

労働安全衛生法

(面接指導)

66 条の 8

- 1 項 省令に定める要件に該当する労働者の面接指導（66 条の 8 の 2 除く）
- 2 項 労働者は面接指導を受けなければならない。他の希望する医師の面接指導も可
- 3 項 面接指導の結果の記録
- 4 項 健康保持のために医師の意見聴取
- 5 項 就業場所変更、作業転換、労働時間短縮、深夜業の削減措置

労働安全衛生法

(同)

66 条の 8 の 2

- 1 項 労働省令の時間以上の労働者の医師による面接指導（新商品、新技術開発兼業務）
- 2 項 前条 2～5 項の措置

労働安全衛生法

(同)

66条の8の3

- 1項 事業者の労働時間把握義務

労働安全衛生法

(同)

66条の8の4

- 1項 労基法41条の2(高度プロフェッショナル)健康管理時間が省令を超える者
面接指導
- 2項 66条の8 2項～5項の措置

労働安全衛生法

(同)

66条の9

- 1項 面接指導を行なう労働者以外の労働者も必要があれば面接指導

労働安全衛生規則

(面接指導対象労働者の要件)

52条の2

- 1項 1週間40時間を超えた時間が、1ヶ月80時間超え、疲労が蓄積した者
- 2項 超えた時間の算定は毎月一回以上、一定期日
- 3項 超えた時間の労働者への通知

労働安全衛生規則

(面接指導の実施方法)

52条の3

- 1項 要件該当労働者の申出による
- 2項 申出は遅滞なく行なう
- 3項 申出遅滞なく面接指導
- 4項 産業医の申出の勧奨

労働安全衛生規則

(面接指導における確認事項)

52条の4

- 1 項 医師の確認事項
 - 1 号 労働者の勤務状況
 - 2 号 労働者の疲労の蓄積状況
 - 3 号 労働者の心身の状況

労働安全衛生規則

(労働者の希望する医師による面接指導の証明)

52条の5

- 1 項 面接指導の記載事項
 - 1 号 実施年月日
 - 2 号 労働者の氏名
 - 3 号 実施した医師の氏名
 - 4 号 労働者の疲労の蓄積状況
 - 5 号 その他心身の状況

労働安全衛生規則

(面接指導の結果の記録の作成)

52条の6

- 1 項 面接指導結果の記録、5年間保存
- 2 項 記録には医師の意見記載

労働安全衛生規則

(面接指導の結果について、医師からの意見聴取)

52条の7

- 1 項 事業者の医師からの意見聴取は遅滞なく行なう。

労働安全衛生規則

(新商品、新技術開発兼業務等の労働者の労働省令に定める時間)

52条の7の2

- 1 項 1週間40時間を超え時間が1ヶ月100時間を超える時間
- 2 項 52条の2 2項、52条の3 1項、52条の4～52条の7、準用

労働安全衛生規則

(労働時間の把握)

52条の7の3

- 1項 タイムカード、パーソナルコンピューター使用時間等
- 2項 記録の作成、3年間保存

労働安全衛生規則

(面接指導を行なう以外の配慮が必要な労働者の措置)

52条の8

- 1項 面接指導、又は面接指導に準ずる措置
- 2項 事業場で定められた必要な措置

労働安全衛生法

(心理的負担の程度を把握するための検査、)

66条の10

- 1項 医師、保健師、その他の資格者による心理的負担の検査
- 2項 医師等は検査を受けた労働者の同意なく、結果を事業者に提供してはならない
- 3項 要件該当労働者の医師による面接指導、事業者の不利益取扱い禁止
- 4項 面接指導の結果の記録
- 5項 面接指導の結果、必要措置の医師からの意見聴取
- 6項 医師の意見勘案、就業場所変更、作業転換、労働時間短縮、深夜業の減少措置
安全衛生委員会への報告
- 7項 指針の公表
- 8項 指針の指導
- 9項 医師等の研修

労働安全衛生規則

(心理的負担の程度を把握する検査の実施方法)

52条の9

- 1項 1年1回検査の実施
 - 1号 心理的負担の原因
 - 2号 心身の自覚症状
 - 3号 他の労働者の支援

労働安全衛生規則

(検査の実施者等)

52条の10

1項 検査資格者

1号 医師

2号 保健師

3号 指定研修を受けた歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師

2項 労働者の人事権者は検査実施できない

労働安全衛生規則

(検査結果記録の作成等)

52条の11

1項 記録の作成及び保存

労働安全衛生規則

(検査結果の通知)

52条の12

1項 検査実施の医師から労働者への通知

労働安全衛生規則

(労働者の同意の取得)

52条の13

1項 医師の事業者へ結果の通知のための労働者の同意取得は書面か、電磁記録

2項 事業者による記録の作成、5年保存

労働安全衛生規則

(検査結果の集団ごとの分析)

52条の14

1項 医師による集団ごとの集計、分析

2項 集団に属する労働者の心理的負担を、事業者による軽減措置

労働安全衛生規則

(面接指導の対象となる労働者の要件)

52条の15

1項 検査の結果、心理的負担の高い者で検査者が必要と認める者

労働安全衛生規則

(面接指導の実施方法等)

52条の16

- 1 項 検査の結果、要件に該当する労働者でに対して遅滞なく行なう
- 2 項 事業者は申出であれば遅滞なく面接指導を行なう
- 3 項 医師は申出での勧奨できる

労働安全衛生規則

(面接指導における確認事項)

52条の17

- 1 項 確認事項
 - 1 号 勤務状況
 - 2 号 心理的負担の状況
 - 3 号 その他心身の状況

労働安全衛生規則

(面接指導の結果の記録の作成、)

52条の18

- 1 項 面接指導の結果の記録の作成と5年保存
- 2 項 前条以外の記録事項
 - 1 号 実施年月日
 - 2 号 労働者の氏名
 - 3 号 医師の氏名

労働安全衛生規則

(面接指導の結果について医師からの意見聴取)

52条の19

- 1 項 面接指導後、遅滞なく行なう

労働安全衛生規則

(指針の公表)

52条の20

- 1 項 指針の公表

労働安全衛生規則

(検査及び面接指導結果の報告)

52条の21

- 1 項 常時50人以上事業場、結果報告書を労働基準監督署長に報告

労働安全衛生法

(受動喫煙の防止)

68条の2

- 1項 受動喫煙の防止のための適切な措置を講じる

労働安全衛生法

(法令の周知)

101条

- 1項 事業者はこの法律、命令の要旨の作業場での掲示など周知させる
- 2項 産業医を選任した事業者は産業医の業務など周知させる
- 3項 選任義務のない事業者も選任、周知に努める
- 4項 化学物質など SDS の周知措置

労働安全衛生規則

(法令の周知方法)

98条の2

- 1項 法 101 条 1 項 2 項の周知方法
- 2項
 - 1号 産業医の業務の具体的内容
 - 2号 健康相談申出方法
 - 3号 医師による労働者の心身の状態の情報の取扱い方法
- 3項 化学物質の危険性等の周知方法
 - 1号 書面の備付
 - 2号 労働者に交付
 - 3号 磁気テープ、磁気ディスク等

労働安全衛生法

(心身の状態に関する情報の取扱い)

104条

- 1項 労働者の心身の状態の情報目的の範囲内で収集、保管、使用
- 2項 事業者の情報の適正管理
- 3項 指針の公表
- 4項 指針に関する、事業者、団体への指導

労働安全衛生法

(健康診断に関する秘密の保持)

104条

- 1項 面接指導に従事した者は、知り得た秘密を漏らしてはならない